但、井手下村々出夫、右同断夫合弐千五百九拾壱人

右者矢部手永南手在と唱候小原村列 七ヶ村之儀、東者五老ヶ龍川、南者緑川、 西者干瀧川二而谷深川之左右者岩山 数十丈峙居、北者五老ヶ瀧・千瀧川之間 濱町二而拾間余之低有之、四方川懸之 水脈を断居候二付、古田之養水出水を以 取賄候ニ付、長野・犬飼・白石者干損所有 と、小原村列六ヶ村ニ而者麦田八区外無 御座、一毛作程ニ有之、何れ之村々茂御 本方田一扁程二而、諸畝物田者漸弐町 三反外無御座、白石・犬飼者畑勝ニ而彼是 不釣台ニ御座候故歟、長野・相藤寺者旧 来之零落所ニ而先年以来種々御仕法も 被仰付候得共成立兼居侯間、旁為御救立 之御郡方御錢御出方被仰付、上畝物御 仕立として笹原川より新井手立御普請 被仰付、五老ヶ龍川二日鑑橋を築、其上 石筧御普請願ニ御座侯得共、測量前 村々二移兼、喰用水二成兼上畝数茂少ク 御座侯二付、目鑑橋之上二吹上樋二相成侯得者 長野村之外者村々ニ通水仕侯ニ付、右吹上樋 轟川・笹原川ニ而御試被仰付侯ニ付、石原 夫兵衛儀、申談を初、御試中詰切程二而心配 有之、御試治定ニ至り侯侯ニ付、嘉永五子十一月 依願御普請御免被仰付、同十二月より 御普請御取懸、吹上并同所以上井手筋 之儀者安政元寅八月迄二成就仕、吹上 以下之井手々々者寅八月より専御普請 被仰付、同二卯六月迄二出来仕候分者仮 御算用仕上、其後新規并堀継等被 仰付候分者出来間数迄辰四月御達 申上置候通二御座候、然処武兵衛儀、御試 中者前文之通二而新井手并攻上樋場所 見立測量・積方を初、御普請ニ相成 候而者暑寒之無差別日勤有之、現実 ニ至り仕法筋申談等を初、心魂を尽、研究 有之、月々三ケ度完者成就之仕事向

役々立会、改方并積方調・御銭請払・ 立会等ニ至迄精密ニ行届候処より御普 請向無支出来仕、請払向聊異乱之筋 無御座候、後年畑勝且土貢不釣合之 不幸を助可申、差寄者去々卯・辰之干 **越を免、熟田二相成、人馬喰養水乏敷難** 渋之村々茂得弁利、零落所成立之基 本ニ可相成と奉存候、且余水落集を以 牧野村懸二移、上畝開積弐町五畝拾五歩 之内、去辰年迄二八反拾五步毛付仕、右村 之儀、俎勝之所所上畝物出来仕、南手井手 床費地積前より多御座候分等之御 償として開明御免被仰付置候上畝茂 出来仕両全二相成申候二付而茂始末出精二 相成申侯儀二御座侯、以上、 安政四年三月 布田保之助面

横田善左衛門殿 协田保之助回

(級磊)

【史料二十六】(熊本縣公文類纂 10 - 19 第 90 号)

明治十四年八月廿六日

庶務課

有之、最発起人布田保之助エ曽而林内務 藩政府ニ於テ夫々賞与相済居候由ニ 人其他関係之吏員共工事 館 成之際、旧書類御差回相成候処、右ハ事業発起査シ功労之浅深等可申進旨ニテ、皆テ対戸長等ヨリ上申之趣ニ依リ実地を検討再長等ヨリ上申之趣ニ依り実地を検討解案係之旧吏員へ御賞与之義、該

当名

李錦 上妻半右衛門

熊本縣第一大区熊本坪井住土族

通潤橋熱覧シテ 天朝二奏セラレ、同六癸酉年布田保之助二厚 賞典ヲ下賜、御仁恵ノ難有誰カ感戴セ サルアラン、該事関係ノ吏員へ尚更歓情ラ 徴スルト雖、其功験保之助二重クモノ、如キモ此際 準シテ御賞賜相成侯へ、益同人ノ徳行ヲ 重シ、且へ各必死尽力ノ功ヲ後世ニ表ノ訳ニ付 当時ノ官姓名、主務ノ職掌取調候処、左ノ通

皇国無双ノ水通ニ可有之、是則布田保之助発 当時ノ郡宰且惣庄屋附属ノ吏員合力同心、 功跡保之助二亜クモノ有之、左二掲ク佐野一郎・ 石原平次郎ノ如キハ命ヲ神明ニ誓と、四ヶ年間 昼夜ノ別ナク心魂ヲ碎キ尽力致シ、該事卒業ノ 際藩庁ヨリ各分ニ応シ賞賜有之、其後明治 五年壬申八月大蔵少丞林友幸君巡回ノ節

其功験、乍恐奉達 天朝、顛末へ別冊ノ通ニテ発起者布田保之助『鳴』書館 組成スル所ニシテ今二十有五年星霜ヲ経、地震且ツ 強風雨雷ニ逢モ聊患害ナク、水掛村々ニ於テハ 分配水ノ運ヲ始メ、其他発端測量ノ通充分 行届、岩石ヲ穿チ山薮ヲ崩シ畑ヲ撫シ、開田 力作年増肥饒シ、各村ノ食水及臼車ノ便用皆 通潤橋ノ功跡眼前衆族ノ仰ク処ニシテ、恐ク 起スルト雖、斯大業一人一己ノ能ク可仕課モノニ無之、

通潤僑成功賞 点 /簾上申 熊本縣肥後国上益城郡小原村・轟村二架設シタル 通攬橋、嘉永五酉年起業シテ安政元寅年ニ卒ル、

熊簽課御中

侯也

土木課印 明治十四年同月廿四日

少輔之奏上ニョリ叡惑ノ余銀怀等賞賜 セラレタル、所謂特典ニシテ、今之レヲ引証シ 遍夕関係/吏員へ推及等セントスルハ、頗ル当 **7得サルモノトス、依テ更ニ当課ニ於テ実** 查之手続不致、別紙書類及御返却

> 上益城郡郡宰咐属 石坂禎之助 策目贷 当名禎三

熊本縣第四大区三小区上嶋村住土族

上益城郡郡室附属 亡 石原夫兵衛 黄目段

同縣同大小区同村土族

同縣同大区三小区下市村土族 上益城郡旧矢部鄭会所 七 本田仁一郎 外迴小頭

熊本縣第九大区五小区上寺村士族 上益城郡旧矢部郷会所 上 佐藤傳兵衛 外回り根緒小頭

侯へ、僑ト共ニ慶死ニ就クノ覚 語 ニ而比業上ニ情 神ヲ凝シ侯ニ付無恙落成ニ至リ、今猶該地 アリテ僑ノ後栄ヲ忻ルト云

通潤橋営築根方 右両名隋建築限受ニア実地測量フ始メ 該費ノ目論見、田開倡其他百事主ニ成り 保之助ト倶ニ創業より卒業ニ至ル四ヶ年間 昼夜ノ別ナク心魂ヲ碎キ尽力イタシ、已ニ橋台 取绦ルノ目ニ当リテハ、保之助并右両名い若シ崩落

上益城郡旧矢部郷会所 佐野市郎右衛門 下代通慣僑営築银方 当名市郎 熊本縣第九大区三小区下市村住土族 上益城郡旧矢部郷会所詣 石原平实职

熊本縣第九大区三小区藤木村住土族

右両名発端ヨリ保之助ニ強従イタン、憍建築 中、無論、後段井手立配水ノ仕法及出夫 督促方且ツ田開倡等主ニ成、別段従意 イタシ候二付、無恙落成二至リシト云

上益城郡旧矢部郷白石村 渡邊太郎兵衛 外一ケ村庄屋 当名太郎

同縣同大小区白藤村土族

熊本縣第九大区四小区長原村土族 上益城郡旧矢部郷小原村 亡 原田平左衞門 外ニケ村庄屋

右一郡主任ノ職掌ニテ僑組立ノ可否ヲ点険シ、 夫レニ関スル小吏ノ精惰・金員・夫仕ノ曲直等大 網ノ取締司掌無麁漏行届候ニ付、無恙落

成二至リシト云

熊本縣令富岡敬明殿

同縣同大区々長

渡邊軍蔵 印

同縣同大区四小区戸長

度、尤曰こ亡命ノ者有之、其労ハ子孫へ追賞

熊本縣第九大区三小区戸長

同縣第九大区三小区濱町住土族

同縣同大区四小区男成村土族

同縣同大区三小区千瀧村土族

同縣同大小区牧野村住土族

同縣同大区四小区新小村土族

同縣同大小区白藤村土族

右拾弐、石橋建築并井手立、田開出人足及

職工住役方等一致同力、入用、諸品受払

其他尽力イタシ、無恙落成ニ至リシト云

右通潤僑建築尽力ノ炊第い四ヶ年ノ久キ

一朝一夕取謂難尽、依子各主務ノ区別

大躰ヲ記載上申仕侯、始終ノ顛末へ別冊

通潤橋記事相添申候、仰願夕へ保之助

御賞典ニ準シ各応分ノ御賞賜下シ給イ

被仰付、益々大空ニ虹成ス水樋ノ功沢ラ

盛大ナラシメンコトヲ奉伏祈候也、

明治十二年一月十日

同縣同大区三小区下馬尾村平民

熊本縣第九大区四小区新小村平民

上益城郡旧矢部郷会所 亡 高橋文汝

間部市太郎

亡 工藤惣炊郎

七 岩崎清蔵

亡 井崎弥太郎

亡 渡邊平左衛門

亡 井手仁三助

原田利兵衛

当名利平

当名忠二

矢部郷通潤橋建築

根請之小吏尽力記

右両人之儀、矢部郷小原村通潤橋建築 発旦場所見立、上下井手立之側量ョリ

布田保之助と心ラーニシテ右建築之仕業向フ

研究スルニ、普通ヲ放レ候事件ニ付誠心ヲ 不尽テハ成功不至、若不誠心ョリ成功不

程ニテ、顛末ノ取扱筋及確定ト雖、通水ノ

付兼、既二同郷笹原川之辺ニテ吹上樋之

高低二類スルケ所ヲ見立、其場所エ石原

保之助手許二有ツテ諸事ヲ計リ合

四ヶ年間建築場エ暑寒昼夜ノ無差

石樋継手ニ至子漏水之防如何ニモ不朽之見込

平次郎必多詰いたし、佐野市郎右衛門者布田

種々と試験ア遂、漸ク丈夫と見込確定シ、

別両人共ニ定詰ニテ、佐野市郎右衛門者小原地ノ

嘉永五子十二月建築取掛ヨリ成功迄、凡

方ヲ受持、石原平次即者轟地ノ方ヲ受持、

仕業向者聊異同無之様心ヲ合セ、右台橋

ノ仕法筋ョリ、車橋石ノ長短、畳石仕法

組ヲ初メ勾配ニ至迄所々ノ的例ヲ探索シ

之届キタル以所ニシテ、坎上樋三流ア以通水

成功ニ至リ、無比類重荷ヲ受ルト雖、聊

至ラハ、若車橋崩落ンコトモ難計ト其恐

不少、自然左有か時へ橋下共二三名共二一命ヲ

落スノ覚 語 ニテ、布田保之助い橋ノ上エニ有リ、

石ノ割損モ無ク堅固成ヲ以最早右之 台橋可取除ニー決スルニ、台橋可取除ニ

石性之撰、 寸法之規則点検迄一トシテ 洩所ナク精査ヲ遂サルハ無ク、如斯尽力

至時ハー命ヲ断チ給エト神明ニ誓イ候

矢部会所下代

同会所語

佐野市郎右衛門

改名市即

石原平次郎

上益城郡旧矢部郷

手代修築費受払方

上益城郡旧矢部郷

右同新藤村庄屋

上益城郡旧矢部郷

上益城郡旧矢部郷会所

小ケ蔵村庄屋

外回小頭

有国

牧野村庄屋

塘方助役

有回

荒木正作 @

有田勉炊

厳重二宰番シ、日数七日ニシテ白橋取

右ノ両人へ橋ノ下ニ有テ人夫怪我誤無キ様、

279

通潤橋~景況ラー見有子其実ヲ知シメシ難尽卜雖、今茲其予ヲ記載ス、巨細者人民ノ為合ニ相成候、顛末其実行筆紙ニニテ誠ニ心魂ヲ碎、勉励之汝第、且後年村里市即右衛門者入日銭受払モ根ニ成厳重ニス、右之通仕法、且田開倡方迄始末格別出精ス、佐野除モ相済、何之無申分及通水候ニ付、分水ノ

写ニ而候事右布田保之助ヨリ旧藩重役エ差出候袖控ノ

通潤橋記事

通潤橋の建築は布田氏の新発明ニして、其始は 遣水の吹上に理を究め、其大業へ矢部郷南手 の村里零落の貧民を傷める仁慈の切なるこ **奮起し、其成功を遂るへ精誠忠信の念慮を** 凝らし、博く諸賢に討論し廉吏を挙て 是二任し、木石工師の秀才を撰て是を課せ 衆力一致して不朽の大式を表せり、其水理を 施攬する二及んては南区の村々畑地は元より 山林空野数十條の分水を貫通し、皆良田二 変して民力を盛んならしめ、貧民の土 着を雑れ未業を皆ミ飢寒に迫りしも 本業に復して富強を萌し朝夕の煙を 賑せり、加之戸々人畜の養水、従来の大患を解て 日用の灌漑をほしいまゝにず、其他諸人の 徹心を得て其恩を称する事、許多なりされい 其功業四方に響鳴し 邦君の恩賞を **蒙り、維新の時ニ至り大蔵の少丞来りて是を** 嘉称し、事跡富民の実験を審察し、竟二 天朝ニ奏し辱くも 叡感の賞典を賜り 真に天の降せる幸福ニ謂べし、此地の人々 其徳を表し碑石を建、縣の学官二依りて 碑文を乞ひ美名を永世に伝へ其厚恩を 謝すと云

通潤橋の記事

矢部郷の畑村より南区長野・田吉・小原・ 小ヶ蔵・新藤・白石・犬飼迄八ヶ所の村落は 四周深谷川繞り囲ミ、他の水脈を切断 せる地形にして、田地は谷間々々の出水を 引て上田へ僅に八区歩余、其外は沼田 一毛の古田而已なり、山畠へ広笵として 土性肥良の地多し、然れ共寒地風霜の災 害少からす、土貢の釣合を得すして 庄民作得を収る事乏し、加之戸々 平日の食用水深穿の井水にて、旱 越の比は水脈涸渇し、往来遠き谷水 を荷担し、亦灌漑の用は雨水を溜て 之を用ひ、其辛労謂んかたなし、 又連村の中には零落の民も多く、末 業に移りて風俗善からす成行けるを 村長の面々深く痛ミ軟て、成立の工夫 何れ共為すへき様なく、空く当務の 事而己を動けるか、天保年間布田保之助 ☞ 郷ノ長官 ‱無罪 に任せられ、養民のඌ 鋸尻の 職を専務として水理を測り、新田開発 の功業多く、郷中村々の勢漸々盛んに 成しかへ、南区連村の長官も専ら畑成 田開の工夫を尽されけるに、水道の 取るべき方なく、空く他所の生り立を 羨ける中にも、原田平右衛門は擢んて 民力の強まらん事を種々工夫し居 ける折から、文政年間砥用郷の官吏 当郷笹原川の水を引て新田開発の 大挙あり、創業漸く発て畑村迄鍬立 成けるか、不幸ニして其比洪水頻りに至、 川々の荒地莫太にて地場の夫役少な からねは其業を得遂けず、空贄物 となりけるを布田氏是を再興し、 畑村より轟村の城址の半腹ニ通し 轟川五老瀧の上岩壁の狭間相対峙 せし地形を測りて、川上へに随を亘し 通水をなさば南区一面の養水と成り、 山林郊野良田と成らん事を議するに、 村長は素より衆庶挙て是を感戴す、 斯二おひて砥用郷ニ議りて創業ノ儀